

免責金額の設定方法

建物と家財について、免責金額をお決めください。

| 保険の対象 | 以下の免責金額よりお選びください。 |
|-------|-------------------|
| 建物 | 1万円、3万円、5万円、10万円 |
| 家財 | 1万円、3万円、5万円 |

(注)家財を保険の対象とする場合、「家財(長期用)特約」がセットされます。

お支払いする保険金の額

(1) 損害保険金

【建物の場合】

$$\begin{aligned} \text{【全焼・全壊(注)の場合】} & \quad \text{損害保険金} = \text{建物保険金額} \\ \text{【全焼・全壊以外の場合】} & \quad \text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額} \end{aligned}$$

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

(注) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

$$\frac{\text{保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積}}{\text{保険の対象である建物の延床面積}}$$

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を含みません。

●損害の額の算出方法は以下のとおりです。

- ① 損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きます。
- ② 損害を被った保険の対象が庭木または屋外設備の場合で、損害の額が1回の事故につき100万円を超えるときは、庭木または屋外設備のそれぞれについて敷地内ごとにその損害の額を100万円とみなします。庭木については、同一の事故により建物も損害を受け7日以内に枯死した場合のみ保険金をお支払いします。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時(延床面積に対する損害の割合が80%以上)には、建物保険金額をそのままお支払いいたします。



損害が延床面積の
80%以上

建物保険金額を
全額お支払い

【家財の場合】(家財(長期用)特約をセットする場合)

$$\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$$

ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき特約家財保険金額(事故が破損、汚損等である場合は100万円または特約家財保険金額のいずれか低い額)を限度とし、免責金額は1回の事故ごとに適用します。

●損害の額の算出方法は以下のとおりです。

- ① 損害の額は再調達価額を基準とする修理費により算出します(盗取の場合は再調達価額とします。)。修理費(修理または交換費用のうちいずれか低い額)には残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、仮修理費用等を含みません。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引きます。
- ② 損害を被った保険の対象が貴金属等の場合で、損害の額が1個または1組について100万円を超えるときは、その損害の額を100万円とみなします。
- ③ 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等については、盗難による損害が生じた場合に限り、損害保険金をお支払いします。ただし、その損害の額の合計が1敷地内につき30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。なお、「2つの補償プラン」では盗難による損害を補償していません。
- ④ 預貯金証書(通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。))については、盗難によって現金が引き出される損害が生じた場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。ただし、その損害の額の合計が1敷地内につき300万円を超える場合は、その損害の額を300万円とみなします。なお、「2つの補償プラン」では盗難による損害を補償していません。

(2) 損害防止費用

損害保険金をお支払いする事故があった場合、損害の発生または拡大の防止のため消火活動で必要または有益な所定の費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出したときに、その実費を損害防止費用としてお支払いします。